

令和8年10月28日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 理002
- (2) 請負の表示 大阪大学大学院理学研究科実験室(G棟603号室)改修作業 一式
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 請負期限 令和9年2月26日
- (4) 請負場所 国立大学法人大阪大学大学院理学研究科

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-1
国立大学法人大阪大学理学研究科契約係
電話 06-6850-5285
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和8年11月4日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

請負の表示：大阪大学大学院理学研究科実験室（G棟 603 号室）改修作業 一式

- 1 受注者は、本仕様書に基づいて作業を行うものとする。
- 2 請負の完了期限は、令和9年2月26日までとする。
- 3 請負代金は、請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 4 本契約は、国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 5 その他仕様書に明記されていない事項について、疑義が生じた場合は、本学職員と協議のうえ解決するものとする。

(仕 様)

1 請負等要領

- (1) 受注者は、本仕様書に基づく請負等を行うものとする。
- (2) 請負等の報告は、報告書によりこれを行うものとし、当該報告書は、国立大学法人大阪大学理学研究科契約係へ提出するものとする。

2 請負の場所

国立大学法人大阪大学大学院理学研究科 G棟 603 号室

3 作業内容

- (1) 以下を解体・撤去し、理学研究科内の指定の場所に搬出すること。
 - ①既設のドラフトチャンバー（㈱イトーキ製 AERO MASTER）1台
 - ②③既設の卓上フード（(株)riken medic 製）2台（幅 240cm 奥行 150cm 高さ 164cm・幅 240cm 奥行 75cm 高さ 165cm）
 - ④中央実験台 1台（幅 240cm 奥行 150cm 高さ 80cm）
 - ⑤壁面実験台 1台（幅 244cm 奥行 75cm 高さ 80cm）
 - ⑥⑦流し台 2台（幅 150cm 奥行 62cm 高さ 80cm・幅 155cm 奥行 78cm 高さ 80cm）
- (2) 新規ドラフトチャンバー 3台（(株)ダルトン製 制御風速型ドラフトチャンバー（スタッフ付）MFA12MM-ASAAB-AOT 2台及び制御風速型ドラフトチャンバー MFA12MM-ASAAB-AOT 1台）を搬入・設置すること。
- (3) 排気ファンは、既設排気ファン（セイコー化工機(株)製 CEF151-RH2-B 1台）を流用すること。
- (4) 配管等は既設分を利用すること。

4. 保守体制等

- (1) 本調達機器の修理、部品供給、その他のアフターサービスに対しては速やかに対処すること。
- (2) 納入後1年間を保証とし、通常の使用により不具合が生じた場合は無償修理に応じること。

5. その他

- (1) 本学が労働安全衛生法第 88 条（計画の届出）に関する労働基準監督署への提出を行うために必要となる、機器に関する書類一式を作成すること。
- (2) 機器の取扱い説明書は、日本語版で 1 台につき各 2 部ずつ提出すること。

6. 特記事項

- (1) 受注者は、故意又は過失により建物・整備等に損傷を与えた場合、賠償の責めを追うものとする。
- (2) 受注者は本請負を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- (3) 作業内容に変更があった場合は、すみやかに発注者に連絡すること。

以上

見 積 書

調達番号： 理002

調達件名： 大阪大学大学院理学研究科実験室(G棟603号室)改修作業 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書（案）

請負の表示： 大阪大学大学院理学研究科実験室(G棟603号室)改修作業 一式

請負代金額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 大学院理学研究科 研究科長 近藤 忠 と受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書及び図面に基づいて業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない

第3条 業務は、国立大学法人大阪大学大学院理学研究科において、これをするものとする。

第4条 完了期限は、令和9年2月26日とする。

第5条 受注者は発注者に対し、完了通知書を国立大学法人大阪大学理学研究科契約係に送付する方法で交付するものとする。

第6条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第7条 契約保証金は、免除する。

第8条 この契約について必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第9条 この契約について発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 豊中市待兼山町1-1
国立大学法人大阪大学
大学院理学研究科 研究科長 近藤 忠

受注者